

令和2年5月27日

令和2年 第5回

東大和市教育委員会定例会会議録

東大和市教育委員会

令和2年第5回東大和市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 令和2年5月27日（水曜日）午後2時00分～午後2時54分

2. 場 所 東大和市役所会議棟第1・第2会議室

3. 出席委員 1番 真 如 昌 美（教育長）

2番 岩 田 圭 子

3番 藤 宮 志津子

4番 新 藤 久 典

5番 内 野 裕 子

4. 欠席委員 なし

5. 説明職員

学校教育部長 田 村 美 砂

社会教育部長 小 俣 学

学校教育部

参 事 兼 佐 藤 洋 士

教育総務課長 斎 藤 謙二郎

教育指導課長

建 築 課 長 兼

教育施設担当 中 橋 健

給 食 課 長 原 里 美

副 参 事

統括指導主事 富 田 和 己

社会教育課長 高 田 匡 章

中央公民館長 佐 伯 芳 幸

中央図書館長 當 摩 弘

6. 書 記

庶 務 係 長 一ツ木 正 美

○議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 教育長諸務報告
- 第 3 第 1 1 号報告 事務の臨時代理の承認について
- 第 4 第 1 2 号報告 事務の臨時代理の承認について
- 第 5 第 3 4 号議案 東大和市立公民館運営審議会委員の委嘱について
- 第 6 その他報告事項
 - (1) 新型コロナウイルス感染症対策に伴う教育委員会の対応について
 - (2) 東大和市学校施設長寿命化計画(案)について
 - (3) 東大和市立中学校及び小・中学校特別支援学級用図書採択資料作成会議及び調査部会委員の委嘱について
 - (4) 第二次東大和市特別支援教育推進計画における中間年度の見直しについて

◎開会の辞

○真如教育長 令和2年第5回東大和市教育委員会定例会を開催いたします。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○真如教育長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、岩田委員にお願いいたします。

○岩田委員 はい。

◎日程第2 教育長諸務報告

○真如教育長 日程第2、教育長諸務報告を行います。

令和2年4月24日から令和2年5月25日までの諸務報告です。

4月24日、火曜日、校長会役員会に出席をいたしました。

5月1日、金曜日、東大和市役所内にあります新型コロナウイルス感染症対策本部会議に出席をいたしました。

5月7日、木曜日、定例校長会に出席をいたしました。

5月8日、金曜日、教育委員懇談会に出席をいたしました。

5月22日、金曜日、新型コロナウイルス感染症対策本部会議に出席をいたしました。

5月25日、月曜日、新型コロナウイルス感染症対策本部会議に出席をいたしましたが、そこ5月25日、月曜日となっていますが、26日に急遽変更になりましたので、実際は26日、火曜日ですので、訂正しておいていただければありがたいと思います。

次に、下表ですけれども、4月16日から5月22日の間に、市内全小学校、中学校を訪問してまいりました。

学校訪問では、職員室に行きまして、校長とともに児童・生徒の預かりの協力についてお礼を申し上げ、そして今後も様々なことがおきますので、先生方と一緒に力を合わせて、この難しいところを乗り越えていきたいと思いますという話をさせていただきました。

先生方は、こちらの話を非常に好意的に受け止めていただいて、中にはお話を

してくださる方もおりました。私たちも頑張りますとおっしゃってくださった先生もいらっしゃいます。

その後、学童の子どもと、それ以外の居場所確保の取組による登校児童の様子を校長と一緒に見て回りました。どの学校も先生方がいろいろと工夫されておられて、スケジュールを決めた中で、子どもたちは学習をしていました。

印象に残ったところについては、どの学校の先生方も、市の職員も上手に子どもの対応をしてくださっていたことと、様々な道具を使用して学習をさせていたけれども、その道具を使い終わった後、先生方が一つ一つ、その道具を、消毒薬をつけながら片づけているところを見られました。時間ない中、一生懸命行っていたらっしゃるなと感じながら帰ってまいりました。

また、中学校では、コロナ対策で、職員室の座席の向きを変えてお互いに向かい合った席ではなくて、離れて話ができるような職員室のレイアウトを進めていた学校がありました。また、先生方が向かい合って座っている学校でも、段ボールを大きく切って、それを前に出して、感染しにくいようにしている学校もありました。

また、別の学校では、良くテレビに出てくるフェイスガードを自分たちも作れないかということで、実際に校長が自ら切ってみて、使えるかどうか工夫をしている学校もありましたが、今、透明なビニールがなかなか手に入らないようです。皆さん、同じようなことを考えて作成していますので、なかなか材料が集まらないけれども、今ある材料で作成しようと思っているという話を聞きました。

その後、校長室で校長と副校長と三人でいろいろとお話をしました。なかなか大変な時代になってしまったとお互いに話をしながら、それぞれが工夫して、そして子どもたちをできるだけ早く迎えたいという話をされておりました。

また、小学校は全ての学校で「S m a r t S T R E A M ビデオプラットフォームサービス」という動画サービスを利用して、約束事をしっかり守る中で、学校から各家庭にいろいろな情報を発信していくことも聞いておりました。

中学校も利用を考えている校長の声も聞かれました。そんなことで、緊急事態宣言が発令している中、出勤のときには学校訪問をさせていただきました。

以上です。

このことについてのご質疑ありましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

○真如教育長 では、ないので先に進めさせていただきます。

◎日程第3 第11号報告 事務の臨時代理の承認について

○真如教育長 日程第3、第11号報告 事務の臨時代理の承認について、議案の説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○田村学校教育部長 ただいま議題となりました第11号報告 事務の臨時代理の承認についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、小・中学校の臨時休業期間の延長及び学校の再開についてであります。

初めに、小・中学校の臨時休業期間の延長についてであります。東大和市の小・中学校の臨時休業期間につきましては、令和2年5月6日までとしておりましたが、5月7日以降の対応について、事前に学校や保護者等に十分な周知を行うことが困難であるため、都立学校の対応と同様に令和2年5月7日及び8日を臨時休業としたものであります。

こちらが初めの事務の臨時代理でございまして、保護者宛ての通知を添付してございますので、後ほど見ていただければと思います。

その後、都立学校の臨時休業期間につきましては、令和2年5月31日まで延長となったこと及び小・中学校等の休業措置についても、都立学校の対応を踏まえて対応するよう東京都教育委員会から通知がありましたことから、小・中学校の臨時休業期間につきましても、令和2年5月31日まで延長としたものであります。こちらにも保護者宛て通知を添付してございます。

次に、小・中学校の再開についてであります。当時、国による緊急事態宣言が令和2年5月31日までであったことに伴い、東大和市立学校においては、令和2年6月1日の再開予定に向けて段階的な対応を行うこととし、令和2年5月25日から5月29日の期間に登校日を設け、令和2年6月1日からは分散登校による教育活動の再開を予定するとしたものであります。こちらにつきましても、保護者宛て通知を添付させていただいております。

以上、3件につきまして東大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき事務の臨時代理を行いましたので、同条第2項の規定に基づきましてご報告、ご承認をお願いするものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

新藤委員。

○新藤委員 これは東京都が国の動向に合わせて臨時休業期間を延長することによって、保護者等から何か苦情、あるいは申立てなどは教育委員会等にありましたか。ないならば幸いですけれども。8日までさらに延長となれば、保護者の中にはいろいろとお考えの方もいらっしゃると思うので、お伺いしていればと思います。

○真如教育長 学校教育部長。

○田村学校教育部長 今いただいた件ですけれども、特に保護者の方から、この延長と再開に関してご意見等はございませんでした。都立学校等に倣っているというところもありましたので、そこについて何かご意見ということはございませんでした。

○新藤委員 ありがとうございます。

○真如教育長 ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第3、第11号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、第11号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認と決めます。

◎日程第4 第12号報告 事務の臨時代理の承認について

○真如教育長 日程第4、第12号報告 事務の臨時代理の承認について、議案の説明をお願いいたします。

社会教育部長。

○小俣社会教育部長 ただいま議題となりました第12号報告 事務の臨時代理の承認についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、東大和市立公民館運営審議会委員の交代に伴うものであります。

内容につきまして、ご説明申し上げます。

東大和市立公民館運営審議会委員を構成いたします選出区分のうち、家庭教育の向上に資する活動を行う者として、東大和市公立小中学校PTA連合協議会から選出されておりました奥村麻姫子氏が、一身上の都合により、令和2年5月15日付で、東大和市立公民館運営審議会委員を辞任したい旨の届出が出されたことを受けまして、これを報告するものであります。

この件につきましては、東大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、令和2年5月15日付で事務の臨時代理を行いましたので、同条第2項の規定に基づきましてご報告申し上げ、ご承認をお願いするものであります。

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第4、第12号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、第12号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認と決めます。

◎日程第5 第34号議案 東大和市立公民館運営審議会委員の委嘱について

○真如教育長 日程第5、第34号議案 東大和市立公民館運営審議会委員の委嘱について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

社会教育部長。

○小俣社会教育部長 ただいま議題となりました第34号議案 東大和市立公民館運営審議会委員の委嘱についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、東大和市立公民館運営審議会委員の交代に伴うものであります。

内容につきまして、ご説明申し上げます。

東大和市立公民館運営審議会委員を構成しております選出区分のうち、家庭教育の向上に資する活動を行う者として、東大和市公立小中学校PTA連合協議会から選出をされておりました奥村麻姫子氏が、一身上の都合により令和2年5月15日付で委員を辞任されたことを受けまして、後任として推薦をいただきました井上美紀氏を、令和2年5月27日付で委員に委嘱するものであります。

なお、井上美紀氏の任期につきましては、前委員の残任期間であります令和3年5月31日まででございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑あれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第5、第34号議案 東大和市立公民館運営審議会委員の委嘱について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、第34号議案 東大和市立公民館運営審議会委員の委嘱について、本件を承認と決めます。

◎日程第6 その他報告事項

○真如教育長 日程第6、その他報告事項を行います。

報告事項(1) 新型コロナウイルス感染症対策に伴う教育委員会の対応について、本件の報告をお願いいたします。

学校教育部長。

○田村学校教育部長 それでは、新型コロナウイルス感染症対策に伴う学校教育部の対応について、ご報告を申し上げます。

学校の臨時休業期間の延長及び学校の再開につきましては、先ほど第11号報告で事務の臨時代理のご承認をいただいたところであります。5月25日に東京都に出されていた緊急事態宣言が解除されたことに伴い、東京都による緊急事態措置

の要請も解除いたしましたことから、ご承認いただきましたとおり、小・中学校につきましては6月1日から再開をすることで、準備を進めているところであります。

5月25日から5月29日の期間に、児童・生徒の登校日を設け、円滑に学校生活へ適用できるように、今週ですけれども、各学校で対応をしているところであります。

学校再開後の対応についてでございますが、児童・生徒の安全確保や長期にわたる臨時休業によるお子様の体調や心のケアの観点から、当面の間は分散登校を実施し、3つの密とならないように配慮した教育活動を行ってまいります。

分散登校におきましては、各学年または各学級を二グループに分け、一教室当たりの児童・生徒数は各学級の半数以下となるようにしております。また、小学校1年生から5年生、また中学校1年生から2年生が週のうち2日、小学校6年生と中学校3年生が週3日の登校日を基本としております。

学校再開後は午前授業とし、給食の提供はございませんが、2週間の分散登校を行った後、今の予定では6月15日から給食の提供を予定しております。実施する際は、個別に包装したり、配膳が簡易な献立を工夫したりするなど、感染防止に配慮をしてまいりたいと思っております。

登校日におきましては、児童・生徒のスペースを確保する、それから教室等の小まめな換気を行う、それから多くの児童・生徒が手を触れる箇所を消毒する。給食については、児童・生徒等が対面して食事をする形態を避けるなどの感染拡大防止対策を講じた上で、教育活動を実施してまいります。

また、小学校におきましては、分散登校期間中、どうしても自宅等で過ごすことが困難なお子さんに限り、これまで臨時休業中に居場所確保の事業を行ってまいりましたが、それと同様の居場所の確保について対応をしてまいります。

なお、国や東京都の動向、また市内の感染状況などを踏まえ、分散登校の解除などについては、通常解除と通常の教育活動に向けた取組時期は、今後判断をしていきたいと思っております。

また、今後の授業時間の確保の観点から、1学期の期間を延長するなど、夏季休業日の短縮も検討をしているところであります。そちらにつきましては、東大和市立学校の管理運営に関する規則の改正の手続も必要となつてまいりますので、今後、教育委員の皆さまにはご審議いただくこととなりますので、改めてそれに

つきましてはお願いをさせていただきたいと思っております。

簡単ではございますが、学校教育部の対応についてご報告させていただきます。
以上です。

○真如教育長 社会教育部長。

○小俣社会教育部長 続きまして、私から社会教育部におけます対応についてご説明をさせていただきます。

初めに、市が行う各種イベントについてであります。これまで市が主催をする事業のうち、不特定多数の方々が参加するものにつきましては、感染の拡大を防止するため中止としてきたところであります。今般の緊急事態宣言の解除に伴いまして、今後につきましては東京都が作成をいたしました新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップのステップに沿いまして、段階的にイベント規模を拡大し、順次、実施していくということで考えているところであります。

次に、公共施設の休館、再開状況についてであります。社会教育部が所管をしております公共施設につきましては、4月24日、金曜日に開催いたしました前回の教育委員会定例会におきまして、体育施設、郷土博物館、公民館、図書館等の社会教育施設の休館について、ご報告をさせていただいたところであります。これらの社会教育施設につきましても、緊急事態宣言の解除を受けまして、先ほど申し上げました東京都作成のロードマップのステップに沿って、順次再開していくということを、5月26日、昨日の開催でありましたコロナウイルスの本部会議で決定をしたところであります。

本日、参考までにA3縦の資料をご用意してもらいました。タイトルに、公共施設及びイベント等の段階的再開についてという資料であります。こちらの資料に沿って、今後も進めていくということになります。早い施設では、上から4つ目の郷土博物館ですが、5月28日、明日から再開、図書館におきましては、同じく明日、5月28日から予約本の受渡しを先立って再開、トレーニングルームを除く市民体育館、また上仲原公園野球場などの屋外体育施設につきましては、6月1日から再開というように、施設ごとに再開日は異なりますが、少しでも早く再開ができるように努めているところであります。

時間の関係もありますので、施設ごとの詳細な説明は省略させていただきますが、後ほどこの資料をご覧いただければ幸いです。

私ども社会教育部の施設が大変多くて、市民の方からも早く元のとおり開けて

ほしいというご要望もいただいております。そういう中で、少しでも早く、スムーズに再開できるように、元のとおり近づいていけるように、段階は踏んでいきますけれども、職員みんなで努めてまいりたいと思っております。

簡単ですが、説明とさせていただきます。

以上でございます。

○真如教育長 報告が終わりました。

ご質疑あれば、ご発言をお願いいたします。

○新藤委員 よろしいですか。

○真如教育長 新藤委員。

○新藤委員 適切に対応していただいているのだろーと思ひます。ありがとうございます。

それで、学校ですが、分散登校と伺って思ひましたのが、児童・生徒数の多い学校。小学校ですと、600人を超えている学校が第二小、第八小、第十小学校のように児童数が多い学校は、教室数は確保できると思ひます。少ない学校は、教室及び余裕教室等もありますので分散しても可能と思ひますけれども、気になります。

あと、教員の確保の問題で、分散して一クラスを二クラスにすれば、当然教員の数を増やさなければいけない問題もあるので、少しテクニツク的になると思ひますけれども、もし伺えればと思ひますが、いかがでしょう。

○真如教育長 学校教育部参事。

○佐藤学校教育部参事兼教育指導課長 分散登校についてであります。

まず、教室の確保等に関する部分になりますけれども、大きく小学校と中学校でおおむね実施方法が若干異なっております。小学校では、それぞれの学級を二グループに分け、A・Bに分けて、Aグループが月曜日、Bグループが火曜日といったように、曜日で登校日を分けておりますので、例えば1年1組のお子さんは、常に1年1組の教室を使うことが取れるので、教室の確保等については問題がないだろーと思ひております。

それから、中学校については、学年をおおむね2つに分ける。例えば1年生の1・2組は月曜日、3・4組が火曜日というやり方にしています。1年1組が来た日は、そこをさらに2つに分けて教室を使うことにしています。

ただ、中学校では教科担任制になっておりますので、時間割を工夫することに

よって、教員の対応もできるということなので、そのようなやり方を取っているという状況であります。

したがって、今のようやり方になっておりますので、2つ目の教職員の確保についても、その対応で十分賄いができると思います。もちろん教職員がいればいるほどありがたいですが、現時点の確保という点ではできているという状況になっています。

以上です。

○新藤委員 分かりました。

○真如教育長 ほかにございますか。

○新藤委員 もう一つ。

○真如教育長 新藤委員。

○新藤委員 今、テレビを見ていますと、学校によっては子どもたちのところと教卓とのところで、透明のビニールシートを貼って、さらに教員はフェイスシールドをつけて、マスクもして対応をするところも見えていますけれども、本市の考えや取組はいかがでしょうか。

○真如教育長 学校教育部長。

○田村学校教育部長 国のガイドラインなどを見た中では、やはり原則的にはマスクの着用が書かれておりまして、今フェイスシールドや透明ビニールシートは、それなりの効果があるのだとは思いますが、今はマスク着用が原則であるので、今はそこを守っていただくことが第一です。その先については、また学校からのいろいろ要望もあるでしょうから、まずはマスクの着用と手洗い、消毒を徹底していきたいと思っております。

○真如教育長 ほかにございますか。

内野委員。

○内野委員 各施設、開いていきますけれども、学校もですが、消毒液等の十分な確保はなされているのでしょうか。

○真如教育長 教育総務課長。

○斎藤教育総務課長 消毒液ですが、学校の再開のガイドラインの衛生管理マニュアルでは、基本的にはお子さんを含めまして、手を洗うことが基本になってございます。

ご質問いただきました消毒液は、今、各学校の在庫状況を確認させていただい

ている中で、先週、既にもう消毒液の在庫がない学校が2校ありましたので、該当の学校へは一時的に配布をして、さらに今週、一律で3リットルの容器に入った消毒液を全校に配布してきたところでございます。

また、今後につきましても、やはりある一定量、手洗い用石けんを基に、消毒液も必要になるかと思いますので、限られた予算の範囲の中にはなりますが、できるだけ必要量は確保していきたいと考えております。

以上です。

○内野委員 分かりました。ありがとうございます。

○真如教育長 ほかにございますか。

岩田委員。

○岩田委員 学校や施設は、再開すると、きっと消毒などが、今まで以上に先生方や職員のご負担が多くなり、大変なことだと思います。

もし学校で、熱中症か何か分からないけれども、途中で熱が出てきたという生徒が複数人出た場合の対応などは、もう考えられているのでしょうか。

○真如教育長 学校教育部参事。

○佐藤学校教育部参事兼教育指導課長 全ての学校の状況が、まだ現時点で把握できてないところがありますけれども、学校によっては、空き教室を利用して保健室を複数設置して、例えば発熱の子をこちらへなど、それ以外は、もう一方の教室を利用する工夫をしていると聞いています。

○岩田委員 分かりました。ありがとうございます。

○真如教育長 ほかにございませんか。

○新藤委員 もう一点だけ。

○真如教育長 新藤委員。

○新藤委員 万全を期して進めていただいて、ありがたいと思っているのですが、一方、保護者の中には、まだ完全にコロナウイルスがなくなったわけではないから、子どもを登校させることについては見合わせるという可能性もなきにしもあらずと思います。このような場合、学校として柔軟に対応することは当然だと思います。

心配なのは、保護者の虐待などによって学校に行けない子どもとの違いのようなことが見分けにくいのではないかと思います。このことに対してのきめ細かな対応を先生方をお願いするというのは、本当に心苦しい限りですけれども、かな

りきめ細かく行っていたかないと、違いが見えてこない可能性もあると思いますので、ぜひ各学校に対しては不安なお子さんについては、情報提供していただいて、早め早めに教員たちに対応していただくことでお願いできればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○真如教育長 分かりました。

ほかにございますか。

内野委員。

○内野委員 いろいろと本当にありがとうございます。

保護者の声としては、学校が始まってからが、いろいろと心配という声がたくさん聞かれるところが正直あります。都のカウンセラーの方、市のカウンセラーの方も巡回する数を多くしていただくなど保護者としてもやはり安心ですし、みんながみんな初めてのことなので不安だと思いますが、このことがうまく連携していけると良いのではと思っています。

よろしくお願いします。

○真如教育長 ほかにございますか。

藤宮委員。

○藤宮委員 消毒薬やマスク、それから手洗い石けんについては、毎日営業のファクスが来ています。お金がかかることですので、予算上のこともあると思います。何の心配もないと思えるほどたくさんの業者から営業のファクスが1日に来ています。だから、大丈夫だと思います。

ただ、質問は給食で、個包装をされた給食で、牛乳なしは、イメージ的にどんなものでしょうか。

○真如教育長 給食課長。

○原給食課長 6月15日から給食を開始させていただきますが、最初の1週間は分散登校の期間が決まっておりますので、普段は4つ品数がありますが、1品減らして3品にして、いつもご飯が多いのですが、パンを個包装したものを出します。あと主菜と副菜、例えばハンバーグとソテーをそれぞれパックに詰めたものを、最初の1週間の分散登校の期間中は食数が少ないということで可能になっていますので、パンの個包装と主菜、副菜をそれぞれパックに詰めたものを提供することにしております。分散登校が終了しますと、食数が普段どおりに戻りますので、パック詰めが難しくなるものですから、パンの個包装と主菜と副菜を、お皿1つ

に、一応、先生を想定していますが、先生に配膳していただこうと思っています。当面の間は、お子さんの配膳は控えることと考えております。

牛乳ですが、実は今年度から牛乳を飲み終わったパックを子どもたちが洗浄することを考えていましたが、現在、感染のリスクがあり、洗浄がなくても、飲み残しを捨てる作業がどうしても発生するので、6月中は牛乳の提供は中止で、ご自宅からお茶などを持ってきていただくことをお願いしています。7月以降は様子を見て、どのようにしていくのかまた決めていきたいと思っています。

以上です。

○真如教育長 藤宮委員。

○藤宮委員 個包装は、給食設備で、自動個包装機械が入っていましたが、どのようになるのでしょうか。

○真如教育長 給食課長。

○原給食課長 パンについては、パンの業者が個包装したものを納品していただきます。おかずは手作業でパック詰めします。

○藤宮委員 分かりました。ありがとうございます。

○真如教育長 ほかにございますか。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

報告事項(2) 東大和市学校施設長寿命化計画(案)について、本件の報告をお願いいたします。

建築課長。

○中橋建築課長兼教育施設担当副参事 それでは、報告いたします。

前回の定例会におきまして、東大和市学校施設長寿命化計画(案)についてお示しさせていただいたところでございますが、一部修正いたしましたので、ここで報告いたします。

表紙をご覧ください。

下に記載しております策定の年月でございますが、令和3年3月といたしました。これは新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、今後の当市への影響等を鑑み、策定期間を最大限先送りしたことでございます。

次に、1ページをご覧ください。

下のところですが、策定期間と整合を図るため、(3)の計画期間を令和3年度

から令和32年度までの30年間といたしました。

次に、4ページをご覧ください。

策定期と整合を図るため、対象施設一覧表の右上のカッコ書き、基準時を令和元年5月1日といたしました。合わせて児童数・生徒数及び学級数の数値を修正いたしました。

次に、10ページをご覧ください。

表のところでございますが、今後の維持・更新コスト（従来型）の棒グラフにおいて、策定期と整合を図るため、横軸の計画年度を見直し、水色で示しております改築の最初の年、初年度を令和3年度といたしました。

次に、15ページをご覧ください。

今後の維持・更新コスト（長寿命化型）の棒グラフにおいて、策定期と整合を図るため、横軸の計画年度を見直し、紫色で示しております長寿命化改修の基本設計を令和3年度といたしました。

次に、22ページをご覧ください。

当面の10年間の長寿命化改修計画であります。令和3年度及び令和4年度は、東大和市立小・中学校再編計画を踏まえ、第九小学校の第七小学校への統合を図るための準備期間及び調整期間とし、具体的な事業の実施は令和5年度から進めることといたしました。

次に、23ページをご覧ください。

今後の維持・更新コスト（長寿命化型）の棒グラフにおいて、長寿命化改修計画と整合を図るため、横軸の計画年度を見直し、紫色で示しております長寿命化の基本設計を令和5年度といたしました。

なお、今後の予定につきましては、6月の教育委員会定例会におきまして、付議案件といたしたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○真如教育長 報告が終わりました。

ご質疑あれば、ご発言をお願いいたします。

（発言する者なし）

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

報告事項（3）東大和市立中学校及び小・中学校特別支援学級用図書採択資料作成会議及び調査部会委員の委嘱について、本件の報告をお願いいたします。

統括指導主事。

○**富田統括指導主事** 東大和市立中学校及び小・中学校特別支援学級用教科用図書の採択資料作成会議及び調査部会委員の委嘱について説明いたします。

第1回の資料作成会議を5月19日、火曜日に開き、中学校管理職10人、小学校校長1人と市民を代表して保護者2人に委員の委嘱を行いました。中学校教科書の座長は、第四中学校の住吉豊校長です。また、副座長は、第二中学校の小野隆一校長です。

小・中学校特別支援学級用教科書の座長は、第九小学校の小須田哲史校長です。また、副座長は第五中学校の和田孝校長です。

次に、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、調査部会を資料の送付による書面での開催といたしました。中学校調査部会は、各部会において管理職と教員を合わせて6人及び代表保護者1人の計7人に、全ての部会で計70人に委嘱を行いました。

小・中学校特別支援学級用部会の構成は、小・中学校のそれぞれ校長と教員を合わせて4人及び代表保護者2人の計6人で小・中学校を合わせて計12人に委嘱を行いました。

今後は調査部会において調査研究を進めるとともに、資料作成会議において調査部会から提出される報告についての調査及び協議を行うなど審議をまとめ、教育委員会の報告を進めてまいります。

以上で報告を終わります。

○**真如教育長** 報告が終わりました。

ご質疑あれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○**真如教育長** それでは、質疑を終了いたします。

報告事項(4)第二次東大和市特別支援教育推進計画における中間年度の見直しについて、本件の報告をお願いいたします。

学校教育部参事。

○**佐藤学校教育部参事兼教育指導課長** 第二次東大和市特別支援教育推進計画における中間年度の見直しにつきまして、ご説明申し上げます。

第二次東大和市特別支援教育推進計画につきましては、平成29年度から令和3年度を計画期間とし、中間年度である令和元年度に内容について見直しを行うこ

ととなっております。このたび、市内小・中学校における本計画に基づく取組状況の把握、学識経験者による助言等を参考に本計画を見直しましたので、ご報告いたします。

資料としてお配りをしております第二次東大和市特別支援教育推進計画（令和元年度見直し抜粋版）をご覧ください。

初めに、本資料の構成についてであります。まず1ページから7ページまでは本計画における取組状況を掲載しております。

続いて、9ページ以降につきましては、本計画における具体的な取組項目を掲げてございます。なお、見直し等を行った部分につきましては、網かけをしてございますので参考にいただければと思います。

それでは、見直しを行いました主な点について申し上げます。

初めに、13ページをお開きください。

（3）学校生活支援シート・個別指導計画の作成と活用において、表の中の取組項目といたしまして、学校生活支援シート・個別支援計画の作成・活用とございます。この学校生活支援シートは、従来、個別支援カードと呼ばれていたものであり、対象となる児童・生徒本人、保護者、教員がより親しみやすく、かつ作成・活用の意義や役割がイメージしやすいように、校長、教員等で構成されました特別支援教育検討委員会で、令和元年度に内容の見直しを図ったものでございます。

この学校生活支援シートにつきましては、国及び東京都においても既に導入がなされているものでございます。

続きまして、18ページをお開きください。

（2）中学校における特別支援教室の導入及び充実とございます。この項目につきましては、従来、中学校における特別支援教室の検討となっておりますが、令和元年度に全中学校での導入が完了したことに伴いまして、導入及び充実と表記をいたしました。文中にもありますとおり、令和2年度以降は対象生徒の把握や指導方法、教員のスキルアップのための取組を進めてまいります。

続きまして、21ページをご覧ください。

東京都の特別支援学級の専門性向上事業の活用を掲載してございます。この事業は、特別支援教育センター校である都立特別支援学校は、地域内の特別支援学級への支援を行うことで、特別支援学級教員の専門性を高めるとともに、特別支

援学校のセンター機能の充実を図ることを目的としております。本事業の活用を通して、特別支援学級における教育の充実を図ってまいりたいと考えております。

雑駁ではございますが、説明は以上となります。よろしくお願い申し上げます。

○真如教育長 報告が終わりました。

ご質疑あれば、ご発言をお願いいたします。

○新藤委員 よろしいでしょうか。

○真如教育長 新藤委員。

○新藤委員 個別指導カードから、学校生活支援シートに名称も変わって、新たなものになったことによって、全ての教職員が共通認識、共通理解を図りながら、子どもの最も望ましい環境を整えて指導していく、関わっていくことが一番重要になると思いますが、この学校生活支援シートに変わったことによって、どのように強化されていくことが期待されているのか、何かあれば教えていただきたいと思います。と思っていることが1点あります。

それから、作成するのは教員になると思いますが、特定の教員に過重な負担がかかるなど、心配はないのかどうか、何かあれば教えていただければと思います。

以上でございます。

○真如教育長 学校教育部参事。

○佐藤学校教育部参事兼教育指導課長 今回、新たに作成をいたしました学校生活支援シートの大きな特徴といたしましては、これまでの子どもたちの様子を、より誰が見ても分かるように項目を整理いたしまして、また学校内でより共有が図られるよう、簡略化という言葉としては適切ではないかもしれませんが、複雑にならないように情報共有ができる様式を整えたことになっております。

したがって、今回、期待される効果といたしましては、これまで特定の教員に確かに負担が偏っていたケースがあったと思います。それがやはりみんなの目でより見やすくなる、情報共有がしやすくなるという点が大きな利点ではないかと考えておりますので、この変更をもって2点目の効果として期待ができるものではないかと考えてございます。

以上であります。

○新藤委員 ありがとうございます。

○真如教育長 内野委員。

○内野委員 学校生活支援シートですが、保護者の方も希望をすれば見せていただくことは可能なのでしょうか。

○真如教育長 学校教育部参事。

○佐藤学校教育部参事兼教育指導課長 この学校生活支援シートは、必ず保護者の方にも見ていただき、押印もしていただいて情報共有を図る流れを取ってございます。

以上です。

○真如教育長 ほかにございませんか。

藤宮委員。

○藤宮委員 実際にスタートカリキュラムと就学支援シートは、本当に有効に使わせていただいて、保護者も学校の先生からも、高い評価をいただいています。利用する幼稚園の教員からも、客観的に子どもをいつも見ていられるので、学校に送り出してからも、先生方から、これを使って助言や報告をいただいているので、大変有効だという報告を今受けています。

○真如教育長 ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

これで、その他報告事項を終了いたすことになります。

◎閉会の辞

○真如教育長 それでは、以上をもちまして、本日予定しておりました議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和2年第5回東大和市教育委員会定例会を閉会といたします。

午後 2時54分閉会

以上の会議の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

東大和市教育委員会教育長 真如 昌美

会 議 録 署 名 委 員 岩田 圭子